

No. 139(2014/11)

## キルツァング v. John Wiley & Sons, Inc. 事件と米国における並行輸入と著作権の国際消尽

松村光章（ニューヨーク州弁護士）

### 一. はじめに

米国著作権法における「first sale doctrine」とは、適法に作成された著作物の複製物の所有者は、著作権者の許諾を得ることなく、当該複製物を売却その他処分することができるというものである<sup>1</sup>。著作物の複製物の適法な第一譲渡によって、一部の例外を除き<sup>2</sup>、著作権者は当該複製物の所有者による売却その他処分について自身の頒布権<sup>3</sup>の行使が制限されるためである。なお、109条(a)に「第106条(3)の規定にかかわらず」とあるように、109条(a)に基づく「first sale doctrine」は106条(3)が支分権として規定する頒布権のみを対象とするもので、著作権者のその他の排他的権利に及ぶものではない。

ところで、米国著作権法は、前記106条(3)に基づく頒布権の他に、602条(a)(1)で著作権者の権原に基づくことなく、米国外で取得した著作物の複製物を米国に輸入することは106条に基づき複

<sup>1</sup> 米国著作権法109条(a)は「first sale doctrine」につき「第106条(3)の規定にかかわらず、本編に基づき適法に作成された特定のコピーもしくはレコードの所有者またはかかる所有者の許諾を得た者は、著作権者の許諾なく、当該コピーまたはレコードを売却しその他占有を処分することができる。」と規定する（山本隆司訳『外国著作権法 アメリカ編』（著作権情報センターwebサイト）（<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>））。

<sup>2</sup> 109条(b)により、録音物及びコンピュータ・プログラムについては、適法に作成された複製物であっても、それを営利目的で貸与することができない。

<sup>3</sup> 米国著作権法106条(3)は、頒布権を、著作物のコピーまたはレコードを「販売その他所有権の移転または貸与によって公衆に頒布すること（またはそれを許諾すること）」と規定する（山本隆司訳『外国著作権法 アメリカ編』（著作権情報センターwebサイト）（<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>））。頒布権は公衆送信は包含するものの、送信可能化まで含むかについては、争いがある（奥郵弘司「公衆への送信および送信（利用）可能化に関する権利を巡る米国の状況」高林龍ほか編『年報知的財産法2013』19頁（日本評論社、2013））。

製物を頒布する排他的権利の侵害であると規定する<sup>4</sup>。米国内における適法な第一譲渡に関して 109 条(a)が適用されることについて争いはないものの、適法な第一譲渡が米国外で起きた場合、当該国において譲渡等を行う権利の消尽とは別に<sup>5</sup>、その後の米国への輸入や米国内での再譲渡に同条が適用されるかについては争いがあった。いわゆる著作権の国際消尽の問題である。

TRIPS 協定<sup>6</sup>や WIPO 著作権条約<sup>7</sup>の規定から明らかなように、著作権の国際消尽に関する世界的なコンセンサスは存在せず、その規定内容は各国の裁量に委ねられている。日本では、著作権法 26 条の 2 第 2 項 5 号が国際消尽の原則を採用している<sup>8</sup>。一方、米国では、Quality King 最高裁判決<sup>9</sup>が、米国内で適法に生産された製品が米国外で適法に販売されたという事案において「109 条(a)は米国外で適法に譲渡された著作物について及ぶ」としたものの、続く Costco v. OMEGA 事件<sup>10</sup>において、Quality King 最高裁判決の射程が米国内で著作物が生産された場合に限定されるのかが争いとなり、しかも Costco v. OMEGA 事件の最高裁判決が 4 対 4 で意見が割れたため<sup>11</sup>、米国外で適法に作品を購入し、それを並行輸入によって米国に輸入し、再販売した場合、当該輸入及び再販売行為は 109 条(a)によって保護されるのかが長らく争いとなっていた。

以上のような状況において、本争点を取り扱った Kirtsaeng v. John Wiley 事件の原告申立が高裁に受理された。結論として、最高裁は 6 対 3 の判決により、米国外の適法な販売についても 109 条(a)は適用されるとし、米国において長らく争われてきた著作権の国際消尽の論点について一定の判断を示した。そこで本稿では、Kirtsaeng v. John Wiley 最高裁判決<sup>12</sup>を紹介し、同事件の法廷意見と反対意見においても意見が分かれた国際消尽の是非について検討することとする<sup>13</sup>。

---

<sup>4</sup> 米国著作権法 602 条(a)(1)「本編に基づく著作権者の権原に基づくことなく、著作物のコピーまたはレコードで合衆国外で取得されたものを合衆国に輸入することは、第 106 条に基づくコピーまたはレコードを頒布する排他的権利の侵害であって、第 501 条に基づき訴訟を提起することができる。」(山本隆司訳『外国著作権法 アメリカ編』(著作権情報センターweb サイト)

(<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>)。

<sup>5</sup> 著作権者は、創作と同時に、ベルヌ条約・万国著作権条約の加盟国各国における著作権の束を保有することになるところ、例えば、第一譲渡が日本で起きた場合、日本著作権法上の譲渡権は当該第一譲渡によって消尽する(著作権法 26 条の 2 第 2 項)。

<sup>6</sup> TRIPS 協定 6 条「この協定に係る紛争解決においては、第 3 条及び第 4 条の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない。」

(特許庁 web サイト <https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/trips/ta/chap2.htm#law6>)

<sup>7</sup> WIPO 著作権条約 6 条「(2)この条約のいかなる規定も、著作物の原作品又は複製物の販売その他の譲渡(著作権者の許諾を得たものに限る。)が最初に行われた後における(1)の権利の消尽について、締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。」

(著作権情報センターweb サイト [http://www.cric.or.jp/db/treaty/wch\\_index.html](http://www.cric.or.jp/db/treaty/wch_index.html))

<sup>8</sup> 著作権隣接権については 95 条の 2 第 3 項 5 号及び 97 条の 2 第 2 項 5 号を参照。また、国際消尽の例外として国外頒布目的商業用レコードの還流防止措置(113 条 5 項)がある。

<sup>9</sup> Quality King Distributors Inc., v. Lanza Research Int'l Inc., 523 U.S. 135 (1998).

<sup>10</sup> Costco Wholesale Corp. v. OMEGA, SA, 131 S. Ct. 565 (2010).

<sup>11</sup> スプリットデシジョンのため本判決は最高裁判決としての先例拘束性はなし。第 9 巡回連邦控訴審裁判所配下の裁判所のみを拘束。

<sup>12</sup> Kirtsaeng v. John Wiley & Sons, Inc. 133 S. Ct. 1351 (2013)

<sup>13</sup> 本判決を検討する論考として、作花文雄「並行輸入と著作権制度の消尽法理：米国『Kirtsaeng』事件最高裁判決の通商政策・商取引に対するインパクト」コピライト 2013 年 7 月号 23 頁以下(2013)、藤原拓「米国外で適法に作成された著作物への権利消尽規定の適用」国際商事法務 41 巻 9 号 1396 頁以下(2013)。

以下目次のみ

二. 事案

三. 判旨

1. 法廷意見
2. 反対意見
3. 同意意見

四. 検討

1. 国際消尽に関する米国判例法の状況
2. 602 条(a)(1)その他の著作権法の条文との整合性
3. 国際消尽の是非

(以上 全 13 ページ)